

子どもの権利擁護機関（相談室）の設置について

1 概要

武蔵野市子どもの権利条例（以下「条例」という。）では、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、市長の附属機関として子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）と、擁護委員を補佐するため、相談・調査専門員（以下「相談員」という。）をおくこととされている。

令和 6 年 4 月から委嘱・任用した擁護委員及び相談員から意見を伺ったうえ、以下のとおり子どもの権利擁護機関（相談室）を設置する。

2 機関（相談室）の名称

武蔵野市子どもの権利擁護センター

※今後、子どもから愛称（通称）を募集する予定

3 設置日・設置場所

- ・令和 6 年 10 月 1 日（火）
- ・市庁舎西棟 7 階（多文化共生・交流課の隣）



武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター
ミミワン

4 子どもの権利擁護センターの役割（条例第 27 条第 2 項各号）

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
- (3) 子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。
- (4) 子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。

5 運営体制等

(1) 職員等

- ・擁護委員 3 名（非常勤特別職）
※いずれかの委員が週に 1 日程度勤務
- ・相談員 2 名（会計年度任用職員）
※月曜日から金曜日まで、午前 9 時から午後 5 時まで勤務
- ・事務局職員 1 名（子ども子育て支援課子どもの権利擁護機関設置準備担当係長）

(2) 相談受付・対応日等

- ・月、火、水、金曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
※ただし、事前に連絡を受けた場合等は、午前、夜間及び閉所日での相談等にも可能な範囲で応じる。
- ※上記以外の時間は、主に子どもの権利擁護センターの運営会議、ケース検討会議、関係機関との連絡及び訪問等の活動を予定

6 相談方法等

電話（フリーダイヤル）、来所、手紙及び専用フォームからの受付による相談を実施

7 今後のスケジュール

- ・【開催中】 7月 22 日（月）から9月 1 日（月）まで 開設記念イベント「ミミワンのおねがい」
※景品交換期間は、8月 20 日（火）から9月 30 日（月）まで
- ・ 9月下旬 内覧会
- ・ 10月 1 日（火） 開設（相談受付の開始）

（参考）開設記念イベント「ミミワンのおねがい」チラシ

武蔵野市子どもの権利擁護センター開設記念

10月1日 開設予定

景品がもらえるよ

ミミワンの おねがい

7月22日（月）～ 9月1日（月）

※景品受け取りは8月20日（火）から9月30日（月）

ミミワンからの“おねがい” きてくれるかな？

“おねがい” にきょうりよくして くれたみんなには、ミミワンからの プレゼントがあるよ！

おねがい① なまえをおぼえて！

おねがい② ことばのパズル とける？

おねがい③ こしゅうでんあ 公衆電話を さがして！

詳しくはうらへ！

保護者の皆様

武蔵野市では、武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的として、10月から武蔵野市子どもの権利擁護センターを開設します。開設に先立ち、お子様が気軽に相談できるよう、権利擁護センターの電話番号や公衆電話の場所、かけ方を学べるイベントを企画しました。公衆電話は、相談以外にも緊急時や災害時にも役立つライフラインでもあるため、お子さまと一緒にぜひご参加ください。権利擁護センターでは、「お子さま自身が困ったこと」をお聞きし、一緒に解決方法を考えていきます。

ミミワンからのプレゼント / うらな“おねがい”のこたえをかいで この紙をもってきてね！

①景品受け取りの《期間》
8月20日（火）から9月30日（月）
※土・日・祭日も受け取り可

②景品受け取りの《場所》
武蔵野市児童 福祉 課
子どもの権利擁護センター
受け取りがむずかしいとだけ……
8月22日 午前10時から午後3時 武蔵野プレイス（開）
8月23日 午前10時から午後3時 武蔵野図書館（開）まで！

武蔵野市 子育て支援課
TEL 0422-60-1851 ホームページはこちら→